五　工業用装置

1　実際の業務で利用する負荷又は同等の電波を発射しない模擬負荷を使用して測定すること。

2　試験場での測定において水、ガス、空気等のための配管を接続する必要がある場合は、３ｍ以上の絶縁管を用いること。

3　供試装置の最大電力及び最大出力の半分の出力で測定し、通常はゼロ又は非常に低い出力で動作する装置の場合は、その動作状態でも追加で測定すること。

六　電子レンジ

1　通常の付属品（内棚等）を規定の場所に配置し、負荷搭載面の中央に20℃（±）５℃の１リットルの水道水を直径190㎜（±）５㎜、高さ90㎜（±）５㎜のホウケイ酸ガラス製の円筒容器に満たした水槽を負荷として用いること。ただし、この方法で測定が困難な場合は、他の大きさの水槽や供試装置が備える水槽に水道水をいれて負荷として用いることができる。

2　測定前に最低でも５分間予熱動作を行なったのちに最大出力で測定すること。

3　電子レンジの測定中に異常加熱を避けるために間欠モードに移行した場合は、間欠動作せずに最大マイクロ波出力で動作可能となるまで冷却のために測定を一時中断しなければならない。

4　電子レンジの測定中に負荷である水が沸騰しないよう、適宜水を交換すること。

七　ロボット

1　仕様マニュアルに記載の通常使用のうち次に掲げる動作状態について、それぞれ少なくとも一つの動作状態又はロボットの特性及び構造の分析等に基づいて妨害波強度が大きいと想定される動作状態で測定すること。ただし、車輪等で移動するロボットの場合は、アイドルローラー等で物理的な位置を固定して測定すること。

⑴　電源は入っているが待機している状態又は充電中であり、測定開始時にバッテリーの充電状態が20％以下かつ測定中は80％を下回る状態

⑵　定格負荷、定格速度で通常動作している状態。ただし、定格負荷と定格速度を同時に達成できない場合は、二つの動作状態を個別に測定すること。

⑶　負荷、速度等のパラメータがそれぞれの許容範囲の中心となるような動作状態

附　則

（施行期日）

１　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　第二に規定する測定方法については、この告示の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

○総務省告示第三百九十六号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十六条第二項（同規則第四十六条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十四年総務省告示第五百四十四号（高周波利用設備の型式についての指定の申請書及び添付書類の様式等を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年十一月二日

総務大臣　藤井比早之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第１　申請書の様式 ［様式略］ 注１　申請する型式の設備が一般搬送式デジタル伝送装置、特別搬送式デジタル伝送装置、広帯域電力線搬送通信設備、誘導式読み書き通信設備、超音波洗浄機、超音波加工機、超音波ウェルダー、電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械、無電極放電ランプ、一般用非接触電力伝送装置、電気自動車用非接触電力伝送装置、搬送ロボット用非接触電力伝送装置、一般用放射等設備、一般用非放射等設備、業務用放射等設備又は業務用非放射等設備の場合は、「搬送式インターホン」の文字に代えて「一般搬送式デジタル伝送装置」、「特別搬送式デジタル伝送装置」、「広帯域電力線搬送通信設備」、「誘導式読み書き通信設備」、「超音波洗浄機」、「超音波加工機」、「超音波ウェルダー」、「電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械」、「無電極放電ランプ」、「一般用非接触電力伝送装置」、「電気自動車用非接触電力伝送装置」、「搬送ロボット用非接触電力伝送装置」、「一般用放射等設備」、「一般用非放射等設備」、「業務用放射等設備」又は「業務用非放射等設備」のうち該当するものを記載すること。 ［注２　略］	第１　［同左］ ［様式同左］ 注１　申請する型式の設備が一般搬送式デジタル伝送装置、特別搬送式デジタル伝送装置、広帯域電力線搬送通信設備、誘導式読み書き通信設備、超音波洗浄機、超音波加工機、超音波ウエルダー、電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械、無電極放電ランプ、一般用非接触電力伝送装置、電気自動車用非接触電力伝送装置又は搬送ロボット用非接触電力伝送装置の場合は、「搬送式インターホン」の文字に代えて「一般搬送式デジタル伝送装置」、「特別搬送式デジタル伝送装置」、「広帯域電力線搬送通信設備」、「誘導式読み書き通信設備」、「超音波洗浄機」、「超音波加工機」、「超音波ウエルダー」、「電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械」、「無電極放電ランプ」、「一般用非接触電力伝送装置」、「電気自動車用非接触電力伝送装置」又は「搬送ロボット用非接触電力伝送装置」のうち該当するものを記載すること。 ［注２　同左］